第２の国際周波数分配の脚注5．４１８中「大韓民国、」及び「、日本及びタイ」を削り、「ＷＲＣ－03」を「ＷＲＣ－15」に、「第12条」を「第21条」に改め、「限定される。」の次に「無線通信規則」を、「主管庁は、」の次に「無線通信規則」を、「基づくもの及び」の次に「無線通信規則」を加え、同脚注5．４２２中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5．４２８中「、モンゴル」を削り、同脚注5．４２９中「バングラデシュ」の次に「、ベナン」を、「ブルネイ」の次に「、カンボジア」を、「朝鮮民主主義人民共和国」の次に「、スーダン」を加え、同脚注5．４２９の次に次のように加える。

5.429A

付加分配：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300―3400MHzの周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配する。3300―3400MHzの周波数帯で運用している移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5.429B

以下に示す北緯30度以南に位置する第一地域の国：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、コンゴ共和国、コートジボワール、エジプト、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300―3400MHzの周波数帯は、ＩＭＴの導入のために特定される。この周波数帯の使用は、決議第223（ＷＲＣ－15、改）に従う。移動業務のＩＭＴの無線局による3300―3400MHzの周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。ＩＭＴを導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5.429C

業務の種類の地域差：アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300―3400MHzの周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配される。アルゼンチン、ブラジル、グアテマラ、メキシコ及びパラグアイでは、3300―3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配される。3300―3400MHzの周波数帯で運用している固定業務及び移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5.429D

第二地域の以下の国：アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ及びウルグアイでは、3300―3400MHzの周波数帯の使用は、ＩＭＴの導入のために特定される。そうした使用は、決議第223（ＷＲＣ－15、改）に従う。アルゼンチン及びウルグアイでの使用は、無線通信規則第9.21号の規定に従うことを条件とする。移動業務のＩＭＴの無線局による3300―3400MHzの周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。ＩＭＴを導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5.429E

付加分配：パプアニューギニアでは、3300―3400MHzの周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配される。3300―3400MHzの周波数帯で運用する移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5.429F

第三地域の以下の国：カンボジア、インド、ラオス、パキスタン、フィリピン及びベトナムでは、3300―3400MHzの周波数帯の使用は、ＩＭＴの導入のために特定される。そうした使用は、決議第223（ＷＲＣ－15、改）に従う。移動業務のＩＭＴの無線局による3300―3400MHzの周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。主管庁は、この周波数帯でのＩＭＴシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線標定業務を保護するために無線通信規則第9.21号に基づき隣接国に同意を求めなければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

第２の国際周波数分配の脚注5．４３０中「、モンゴル」を削り、同脚注5．４３０Ａを次のように改める。

5.430A

3400―3600MHzの周波数帯の移動業務（航空移動を除く。）への分配は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件とする。この周波数帯は、ＩＭＴに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則上で優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20％以上で、地上高３ｍ地点での電力束密度（pfd）が、－154.5dB（W／（㎡・４kHz））を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値を超過する旨を主管庁が同意している国の領域においては、この制限値を超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。その合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400―3600MHzの周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則（2004年版）の表21―4で定められている以上に要求してはならない。

第２の国際周波数分配の脚注5．４３１中「、イスラエル及び英国」を「及びイスラエル」に改め、同脚注5．４３１Ａを次のように改める。

5.431A

第二地域では、3400―3500MHzの周波数帯の移動業務（航空移動を除く。）への一次的基礎による分配は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁との合意を得ることを条件とする。

第２の国際周波数分配の脚注5．４３１Ａの次に次のように加える。

5.431B

第二地域では、3400―3600MHzの周波数帯は、ＩＭＴを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、ＩＭＴシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第9.21号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率20％以上で、地上高３ｍ地点での電力束密度（pfd）が、－154.5dB（W／（㎡・４kHz））を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400―3600MHzの周波数帯におけるＩＭＴシステムを含む移動業務の局は、無線通信規則（2004年版）の表21―4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

第２の国際周波数分配の脚注5．４３２Ａ中「－154.5dBW／（㎡・４kHz）」を「－154.5dB（W／（㎡・４kHz））」に、「pfd制限値が」を「pfd制限値を」に改め、同脚注5．４３２Ｂ中「バングラデシュ」を「オーストラリア、バングラデシュ」に改め、「ニュージーランド」の次に「、フィリピン」を加え、「－154.5dBW／（㎡・４kHz）」を「－154.5dB（W／（㎡・４kHz））」に、「pfd制限値が」を「pfd制限値を」に改め、「この分配は、2010年11月17日より効力を有する。」を削り、同脚注5．４３３Ａ中「バングラデシュ」を「オーストラリア、バングラデシュ」に改め、「中華人民共和国」の次に